出仕をすすめ申候ては無之候へ共、無別にて出仕なかりけるや
終に出仕申候事なれば、義光公江戸へ出勤の刻
家来を以て右の趣申渡され、御上意伝申され、勤
番御免被成候事、親の命を背くに成て宜敷
と義を立て辞退仕すべし、情に成て義
家の身の保を捨て、御上意に背く事
作法を不弁義を捨て情を用ひ、主君を
殺害に及ぶ事、世の人の笑ひ
嘲り不可有之哉、然有て家督仕られ
度旨申上れば、家
康公内々御呼寄被成、金子拾五両被仕れ、一入
感思召れ、御足元有之、心入の段神妙なり、義光家督駿
河守に申遣あるべき由仰出され、義光
親有なされ、即望月帰城なされ、使者を以て
伝達なされ、父子中絶の後、上意に達の段伝られ
御二家を初め、諸家を始め、双方堪忍を尽して
父子和睦致すべき由、上意有之、因て子細なく心
よく対面を遂げ、其の年、登城もいたす事作法なれ
ば、別条無の旨、御免被成、其後、義光
あ付ひ出仕ありければ、思召の外、対面なく先なぜる旨仰言